

応援金の対象者が変更になりました！

がんばろう甲府！物価高騰等緊急応援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受けている市内事業者の事業の継続・回復を応援するため、事業復活支援金を受けた方に対して、応援金を支給します。

対象となる事業者（次のいずれにも該当する方）

・中小企業庁が実施した事業復活支援金の交付を受けた事業者

・申請時において、市内に事業所のある中小法人・個人事業者で1年以上事業継続する意思があること

・甲府市が、実施する他の**物価高騰対策を目的とした支援金等**（注）を併給していないこと など

〔注〕甲府市介護サービス事業所等あんしん支援金、甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金、

甲府市老人ホームあんしん支援金、甲府市救護施設あんしん支援金、甲府市社会福祉施設等あんしん支援金、

甲府市銭湯応援金、甲府市公共交通等運行継続緊急支援金、甲府市介護タクシー運行継続緊急支援金

支給額（1事業者につき1回のみ）

・個人：一律5万円 ・法人：一律10万円

申請期間・申請方法

事業応援金プラスを受けた方

令和4年11月21日から

令和5年2月28日まで

事業応援金プラスを受けていない方

令和4年12月22日から

令和5年2月28日まで

申請書、必要書類を添えて原則郵送にて申請をお願いします。

（なるべく特定記録など郵便物の追跡ができる方法で申請してください。）

※事業応援金プラスとは、本市が令和4年2月から8月末まで実施していた、中小企業庁の事業復活支援金を受けた市内の事業者に対する応援金のことです。

手続きに必要な書類（申請する方の状況により、必要な書類が異なりますので注意してください。）

事業応援金プラスを受けた方

- ① 物価高騰等緊急応援金申請書兼請求書
- ② 物価高騰等緊急応援金の振込先が分かる通帳の写し
- ③ 個人：身分証明書（免許証等）の写し
法人：商業登記簿謄本の写し
- ④ 誓約書、⑤チェックリスト

事業応援金プラスを受けていない方

- ①～⑤の書類に合わせて、
- ⑥ 中小企業庁の事業復活支援金の振込のお知らせの写し（はがきタイプのもの）
- ⑦ 市内で事業をしていることを確認できる書類の写し
{商業登記簿謄本（全部事項証明書）、開業届、営業許可証等の写し}

問い合わせ・送付先（送付先が分かれるため注意してください。）

事業応援金プラスを受けた方

甲府市物価高騰等緊急応援金事務局
住所：甲府市宮原町608-1
電話：055-267-7553

事業応援金プラスを受けていない方

甲府市役所 産業部商工課
住所：甲府市丸の内1-18-1
電話：055-237-5695